

鎌倉市地域福祉計画(令和 8 年度(2026 年度)～令和 15 年度(2033 年度))意見募集の実施結果について(パブリックコメント結果)

1 意見募集の要旨

「鎌倉市地域福祉計画(令和 8 年度(2026 年度)～令和 15 年度(2033 年度))」素案の内容について、鎌倉市意見公募手続き条例に基づきパブリックコメントを実施したものです。

2 意見募集の内容

(1) 募集期間

令和7年12月5日(金曜日)から令和8年1月4日(日曜日)まで

(2) 方法

市ホームページで公開したほか、本庁舎 1 階受付前及び各支所、各図書館、鎌倉生涯学習センターにて配布。文書またはメールにより意見を受理。

3 意見募集の結果

パブリックコメントによる意見はありませんでした。

庁内意見に関する回答は次ページ以降となります。

鎌倉市地域福祉計画(令和8年度(2026年度)～令和15年度(2033年度)) 庁内意見募集回答

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
1	健康福祉部	生活福祉課	46	④	文中の「民生委員」を「民生委員・児童委員」としたい(意見として「民生委員」と発言されていたのであろうが、正式名称で記載したい)。	意見のとおり、修正しました。
2	健康福祉部	生活福祉課	57	①	「民生委員・児童委員による安否確認・見守りの推進」について、安否確認は見守りの一環であり、安否確認が難しい場合もあるため、「民生委員・児童委員による見守りの推進」としたい(P52②も同様)。	意見のとおり、修正しました。
3	健康福祉部	生活福祉課	59	③	以下の取組がそれぞれ具体的にどの事業を指すのか分かりにくいので、適宜修正が必要では。 1-1-3-2 アウトリーチ等を通じた継続的支援 福祉総務課 1-1-3-3 社会的に孤立している人への参加支援 福祉総務課 1-1-3-4 地域連携推進業務 福祉総務課地域のつながり課	わかりづらい用語については、用語集を作成し、より伝わりやすくします。 また、以下のとおり、取組名を変更しました。 1-1-3-3 社会的に孤立している人への社会参加の機会の創出 1-1-3-4 住民主体の活動に対する支援体制の整備
4	健康福祉部	生活福祉課	59	③	高齢者いきいき課の「1-1-3-5 地域での協議の場づくりによる社会資源の創出及びネットワーク化」は生活支援コーディネーター業務のことなので、「(生活支援コーディネーター)」と追記した方が分かりやすい。	意見のとおり、修正しました。
5	健康福祉部	生活福祉課	62	③	「1-2-2-3 民生委員・児童委員(主任児童委員)による子育てサロンの運営 生活福祉課 位置づけ★」として取組追加可能か。	意見のとおり、修正しました。
6	健康福祉部	生活福祉課	77	生活困窮計画	「3-1-1-7 生活困窮者に対する相談支援体制の充実」を先頭に移動させ、「3-1-1-1 生活困窮者の自立相談窓口の充実」を削除したい(取組が内包されるため)。	意見のとおり、修正しました。
7	健康福祉部	生活福祉課	77	生活困窮計画	「3-1-1-8 制度をまたいだ連携による支援」について、「1-3-3-2 複雑化・複合化した支援ニーズへの対応」と同義であるため、【再掲】としてここに再記載し、「3-1-1-8 制度をまたいだ連携による支援」は削除する方がよい。	意見のとおり、修正しました。
8	健康福祉部	生活福祉課	89	生活困窮計画	障害福祉課の「3-1-1-9 障害者雇用対策事業」は、鎌倉市生活困窮者自立支援計画に位置付けるのではなく、困窮者以外も対象にした取組に位置付ける方がよい。	取組名称を変更のうえ、以下に移動しました。 P89「年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備」 3-4-1-4「障害者等への就労支援」

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
9	健康福祉部	生活福祉課	77	生活困窮計画	取組内容の順番を以下のとおり変更する。 3-1-1-4 就労準備支援事業 3-1-1-5 子どもの学習・生活支援事業 3-1-1-6 生活困窮者等への食料支援 (理由:生活困窮者自立支援制度の事業の順とするため)	意見のとおり、修正しました。
10	健康福祉部	生活福祉課	77	②ひきこもり	「ひきこもりの状態にある人が安心して相談できる環境を整え、支援機関や地域とのつながりをつくり、伴走的な支援を行い、社会参加へつなげます。」の前に「ひきこもり地域支援センターとして、」を追加したい。	意見のとおり、修正しました。
11	健康福祉部	生活福祉課	77,78	②ひきこもり	②ひきこもり支援の【主な取組】を以下のように変更する 3-1-2-1 相談支援体制の充実 生活福祉課 3-1-2-2 居場所づくり 生活福祉課 3-1-2-3 支援ネットワークの充実 福祉総務課 生活福祉課 高齢者いきいき課 障害福祉課 こども家庭相談課 青少年課 地域共生課 商工課 教育センター 3-1-2-4 当事者・家族同士の交流の場づくり 生活福祉課 3-1-2-5 ひきこもりについての理解を深めるための広報及び啓発 生活福祉課	意見のとおり、修正しました。
12	健康福祉部	生活福祉課	90	再犯防止計画	以下の内容が再犯防止計画の説明のすぐ下にあり、再犯防止計画の説明に読み取れてしまうため、掲載箇所を下にずらすなどの変更は可能でしょうか。 【現状と課題】 住民座談会 (ワークショップでは、バスの本数減少により交通手段の確保が課題として挙げられており、特に免許返納後の移動手段が不足しているとの意見がみられ、外出や地域活動へのアクセスの制限が課題となっています。	ご意見を踏まえ、適した構成となるよう修正しました。
13	健康福祉部	生活福祉課	91	再犯防止計画	「3-4-3-1 刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供(制度の周知)」としたい。	意見のとおり、修正しました。
14	健康福祉部	生活福祉課	91	再犯防止計画	「3-4-3-4 出所者の住居確保への支援」「3-4-3-5 医療・福祉サービスの利用促進」は、「出所者等の住居確保や医療・福祉サービス利用への支援」として一つにまとめた。	意見のとおり、修正しました。
15	健康福祉部	生活福祉課	91	再犯防止計画	「3-4-3-6 犯罪をした者等への社会復帰支援を行う各団体への支援」は、「3-4-3-3 保護司等の民間ボランティアへの協力」に含まれるため、項目として削除したい。	意見のとおり、修正しました。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
16	健康福祉部	生活福祉課	47	⑤	鎌倉市が進める住宅確保要配慮者に対する居住支援対策の推進について、福祉関係団体を対象に、現状や課題を調査しているが、その意見を踏まえての取組が記載されていない。「住宅確保要配慮者に対する居住支援対策の推進」の項目を立ててはどうか。	ご意見については、所管課と調整のうえ、取組を記載済みです。 P70 2-1-1-18 住宅確保要配慮者に対する居住支援対策
17	健康福祉部	生活福祉課	全体	住宅・居住	目標3「④全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり」の文言について、自立と同レベルで「居住」を据える意図を教えてください。 居住支援について、現在、都市整備総務課と生活福祉課の業務であるが、機構改革に際して、これらの所管課についての整理が必要。 P59「1-3-3-10 鎌倉市居住支援協議会活動支援 都市整備総務課」 P62「2-1-2-15 居住支援相談窓口の充実 都市整備総務課」 P69「3-1-1-2 居住に課題を抱える人への支援(住居確保給付金・居住支援事業) 生活福祉課」	外部委員会において、向う8年間の計画を検討した際、居住支援は今後ますます重要になるであろうこと、住まい政策に取り組む部署が福祉部局にないため、特だして明文化する必要があることから、目標3の施策の方向性の一つを「④全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり」としています。そのため、考え方によっては、居住支援は自立支援の一部ではありますが、「居住」を自立と併記することとしているものです。 基本的に所管課は、R7年度中の状態のもので記載を予定し、実際の整理は機構改革に基づいて行っていきます。
18	健康福祉部	高齢者いきいき課	9	計画名 高齢者保健福祉計画 (令和9年度～令和11年度)	(令和9年度～令和11年度)を、(令和6年度～令和8年度)に修正する	意見のとおり、修正しました。
19	健康福祉部	高齢者いきいき課	70	【主な取組】 2-1-2-3	担当課を、介護保険課、高齢者いきいき課に修正する	意見のとおり、修正しました。 ※番号は「2-1-2-4」となっています。
20	健康福祉部	高齢者いきいき課	75	【主な取組】 2-3-2-2	「ICTを活用した位置情報探索システムの”調査研究”」ではなく、「”活用”」に修正する	意見のとおり、修正しました。
21	健康福祉部	高齢者いきいき課	79	【主な取組】 3-1-4-4	担当課を、介護保険課、高齢者いきいき課に修正する	意見のとおり、修正しました。
22	健康福祉部	障害福祉課	11	鎌倉市視覚障害者及び聴覚障害者等の情報取得等の手段についての選択の機会の確保に関する条例	「令和3年7月2日施行」を「令和3年7月8日施行」に修正する	意見のとおり、修正しました。
23	健康福祉部	障害福祉課	69	1-1-2-9「障害福祉相談員の活動支援」	・項目名について 現状「障害福祉相談員の活動支援」となっており、項目名からは「障害福祉相談員の活動を行っている方に対して市から何らかの活動支援を行っている」という印象を受けますが、障害福祉相談員の業務は市が実施主体であり、その業務を特定の方へ委嘱して行っていたものであるもので、項目名としては「障害福祉相談員による相談・支援」が適当と考えます(第4期鎌倉市障害者基本計画の記載内容のとおり)。 ・位置づけについて 上記記載の内容も踏まえ、本事業は「地域福祉活動への支援」という側面よりも、市が実施する「相談支援体制整備」の一環として捉えるべき内容だと考えます。そのため、位置づけとしては2-1-1(相談支援体制の整備・充実と相談窓口の包括化)又は2-1-2(関係機関の連携強化と多機関協働の推進)、あるいはその両方へ位置づけるのが適当と考えます。	意見のとおり修正のうえ、1-1-2-9を削除し、2-1-1-4「障害福祉相談員による相談・支援」として新たに追加しました。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
24	健康福祉部	障害福祉課	60	1-1-5-2「ふれあいショップの開催支援(障害者社会参加促進事業)」	「ふれあいショップの開催支援(障害者社会参加促進事業)」を「ふれあいショップの開催支援」に修正する	意見のとおり、修正しました。
25	健康福祉部	障害福祉課	64	1-2-4-10【再掲】「ふれあいショップの開催支援(障害者社会参加促進事業)」	同上	意見のとおり、修正しました。
26	健康福祉部	障害福祉課	62	1-2-1-3 「共生型サービスの推進に向けた支援」	介護保険課を担当課に追加、発達支援室を担当課から削除していただいた方が良いと考えます。 なお、過去の庁内照会(第2期鎌倉市地域福祉計画に位置付ける取組内容の確認について(依頼))の時点では介護保険課が担当課に入っておりましたが、素案段階で外れているところを見ると、何らかの事由により削除したものと推察いたします。 改めて当時の照会内容における、「取組内容の詳細」を見ると、児童期(～18歳)から成人期(18歳～)における切れ目のない支援の提供について記載とされており、介護保険課に関連する取組について記載がなかったため、担当課から削除されたことも頷けました。 ただ、本事業はむしろ成人期から高齢期(65歳～)における切れ目のない支援の提供が主目的であり、そういったサービス提供が可能な事業者の確保を行うことが主な取組となるべきです。サービス提供者の確保にあたっては、介護保険サービス側の指定権者である介護保険課の関与は必須であり、適宜情報提供等もしていただいていると認識しておりますので、介護保険課を担当課へ記載すべきと考えます。 また、「取組内容の詳細」については素案上には載っておりませんが、修正が必要であれば対応いたしますので障害福祉課までご連絡いただければと思います。	意見のとおり、修正しました。
27	健康福祉部	障害福祉課	63	1-2-3-6「福祉人材の確保」	当課が取り組んでいる「福祉人材の確保」は、障害福祉分野に従事する専門職の確保に関するものであるため、P.56からは削除し、P.86のみの掲載としていただきたいです。	意見のとおり、修正しました。
28	健康福祉部	障害福祉課	64	1-2-4-13 「農業や水産業の福祉的雇用の連携」	「農業や水産業の福祉的雇用の連携」を「農業や水産業と福祉の連携」に修正する	意見のとおり、修正しました。
29	健康福祉部	障害福祉課	77	3-1-2-2【再掲】 「農業や水産業の福祉的雇用の連携」	同上	調整の結果、再掲を削除しました。
30	健康福祉部	障害福祉課	73	2-2-2-1「市の関係部局間及び関係機関の体制整備」	福祉総務課が2回出ているので、削除されたい。	意見のとおり、修正しました。
31	健康福祉部	障害福祉課	75	2-3-2「ICTツールの導入支援」	施策名が「ICTツールの導入支援」だと、ICTツールを導入することを支援するように感じます。適当な文言への言い換えをご検討いただければと思います。	施策名を「ICTツールの導入」に修正しました。
32	健康福祉部	障害福祉課	75	2-3-2「ICTツールの導入支援」	3-3-3-1「障害者支援アプリの導入」を本項目にも掲載してください。	意見のとおり、修正しました。
33	健康福祉部	障害福祉課	78,79	3-1-4「関係機関の連携強化と多機関協働の推進」	※【目標2(1)② 再掲】とありますが、一部項目がこちらにのみ掲載されています。意図的にそうしているのであれば、その旨記載していただければと思います。	P70「関係機関の連携強化と多機関協働の推進」に記載のうえ、再掲表記を整理しました。
34	健康福祉部	障害福祉課	96	3-5-5「支援制度の案内と住民向け情報発信の充実」	3-3-3-1「障害者支援アプリの導入」を本項目にも掲載してください。	意見のとおり、修正しました。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
35	健康福祉部	障害福祉課	96	3-5-5-16「障害者二千人雇用に関する情報提供と利用促進」	「障害者二千人雇用に関する情報提供と利用促進」を「障害者雇用に関する情報提供と理解促進」に修正する	意見のとおり、修正しました。
36	健康福祉部	障害福祉課	99	(1)新しい評価の考え方	<p>・2段落目 文章が部分的に不自然で、理解しづらいです。初見の方が読んでも分かるようにもう少し言い回しに工夫する必要があるように思います。</p> <p>・4段落目 この段落は評価の手法について述べているように感じますので、ここでEBPMやPDCAサイクルに言及しているのは違和感があります。 流れとして、例えば ①計画(計画に基づく事業)の進行管理の手法としてPDCAサイクルを用いる。 ②PDCAサイクルのプロセスの一環として評価を実施する(C) ③評価についてはこれこれといった手法を用いる ④得られた結果に基づき、計画の見直しや施策への反映を行う(A,P,D) ⇒④のプロセスの実施にあたってはEBPMの考え方を採用しているという風に構成すれば違和感が無いように感じます。</p>	意見のとおり、修正しました。
37	健康福祉部	障害福祉課	90	3-4-2-5「障害者社会参加促進事業」	「障害者社会参加促進事業」を「障害者福祉タクシー利用料金等助成事業」に修正する	意見のとおり、修正しました。
38	健康福祉部	障害福祉課	17	2 鎌倉市の共生社会推進の概要	「障害者就労の累計 2,000 人到達」を「障害者就労者数が累計 2,000 人到達」に修正する (他に列挙されているものが「開設」「開始」等なものに対し、1つだけ「到達」となっています。)	意見のとおり、修正しました。
39	健康福祉部	障害福祉課	89	3-1-1-9「障害者雇用対策事業」	「障害者雇用対策事業」を「鎌倉市障害者二千人雇用センターによる支援」に修正する	取組名称を変更のうえ、以下に移動しました。 P89「年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備」 3-4-1-4「障害者等への就労支援」
40	健康福祉部	障害福祉課	63	1-2-3-7「手話通訳者、要約筆記者派遣事業」	「手話通訳者、要約筆記者派遣事業」を「手話通訳者、要約筆記者の養成」に修正する	意見のとおり、修正しました。
41	健康福祉部	障害福祉課	89	3-4-1-1「障害者福祉施設の整備」	「障害者福祉施設の整備」を「障害者グループホーム設置補助」に修正する	意見のとおり、修正しました。
42	健康福祉部	介護保険課	63	1-2-3-6	この項目のビジョンや取組内容は当課の実施事業の目的とは異なっているため、削除をお願いします。当課が注力したいのは、介護分野で最も大きな課題の一つである介護職の人材不足の解消に向けた、介護事業所で働く介護職員の確保・定着に係る取組です。	意見のとおり、修正しました。
43	健康福祉部	介護保険課	89	3-4-1-3	この項目の「～居住環境と生活基盤の整備」というビジョンに対し、当課の「高齢者福祉施設の整備」という取組は合致しないと考えます。削除するか、どうしても残す必要があるなら取組内容を「高齢者住宅改修費の支給」に変更してください。	「高齢者福祉施設の整備」は、目標3(4)のビジョンに含まれる認識ですので、そのままの記載とさせていただきます。ご指摘を踏まえ、新たに「高齢者住宅改修費の支給」を項目を追加します。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
44	健康福祉部	介護保険課	92	3-5	タイトルが「権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進」とありますが、そのまま読むとこの「支援制度の理解促進」とは「権利擁護」に対するものと受け取ることもでき、【現状と課題】や【取組と目標を結ぶビジョン】を見ても基本的に権利擁護にかかる内容となっていますが、取組の③以降は権利擁護だけではなく様々な分野についての支援にかかる内容となっていますので、誤解を生みにくい(整合のとれた)タイトル等に修正した方がよいのかなと思います。	虐待防止や権利擁護が進まない背景として、相談窓口や早期発見・早期対応の役割を担う人材が、多職種によるケーススタディを通じた世帯への想像力が磨かれていないこと、提供すべき情報を幅広く取得できていないことがあるとの現状分析から、権利擁護を進めるための施策を記載しています。タイトルはそのままとさせていただきます。
45	健康福祉部	介護保険課	96	3-5-5-11	高齢者相談窓口という地域包括支援センターになり、地域包括支援センターの所管は高齢者いきいき課になります。高齢者保健福祉計画の中でもそのような位置付けられていますので修正をお願いします。(この計画のp.62の2-1-2-2「高齢者の相談窓口の充実」の担当課も高齢者いきいき課となっています)。	意見のとおり、修正しました。
46	健康福祉部	介護保険課	96	3-5-5-12 3-5-5-13 3-5-5-14	3-5-5-12及び3-5-5-13の取組は、3-5-5-14の取組に内包されるので、3-5-5-12及び3-5-5-13は削除をお願いします。	「介護予防事業に関する情報提供と利用促進」は3-5-5-13「福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供」に含め、3-5-5-12「認知症施策に関する情報提供と利用促進」はそのままとさせていただきます。
47	健康福祉部	介護保険課	98	3-6-2-1	「(福祉)介護人材が学び合い、ささえあう場の確保」とありますが、当課では高齢者介護の分野を超えたこのような取組は実施していません。分野横断的な取組については、包括的な福祉政策の一環として、貴課が主体的となって枠組み構築に向けた調整等を進めていただきたいと思います。	貴課で実施している医療・介護関係者の多職種連携など、現在すでに取り組んでいる施策に関する記載であり、現時点で分野横断的な新たな取組を想定してはいないため、そのままの記載とさせていただきます。
48	子どもみらい部	保育課	16	深沢地域	「子育て世帯が多い。…学校・保育施設や医療機関へのアクセス確保が課題。」とあるが、保育施設は深沢地域内に点在しており、一定のアクセスが確保されているため、削除してほしい。	意見のとおり、修正しました。
49	子どもみらい部	青少年課	85	3-3-2-3	「ケアラー・ヤングケアラー・若者ケアラーの居場所の提供」については、子ども家庭相談課が主な担当課であるため、連名にいただきたい。	意見のとおり、修正しました。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
50	共生共創部	文化課	96	3-5-5-29	文化課で作成している「情報かわら版」は市内の国際交流団体や市民通訳ボランティアへのイベント等情報提供紙であり、外国籍市民向けの媒体ではないため、外国籍市民に対する地域情報等の提供は行っていません。担当課の変更をお願いします。	意見のとおり、所管課を調整のうえ、修正しました。
51	共生共創部	文化課	96	3-5-5-30	外国語版パンフレットは文化課では作成していないため、担当課の変更をお願いします。	意見のとおり、所管課を調整のうえ、修正しました。
52	共生共創部	企画課	1	1-(1)他	「鎌倉市総合計画(鎌倉ビジョン2034-鎌倉ミライ共創プラン2030-)」ではなく、「鎌倉市総合計画(基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」)」としてください。	意見のとおり、修正しました。
53	共生共創部	企画課	6	3-(1)	同上	意見のとおり、修正しました。
54	共生共創部	企画課	7	図中	同上	意見のとおり、修正しました。
55	共生共創部	企画課	20	人口予測の引用資料名	「鎌倉市総合計画(鎌倉ビジョン2034-鎌倉ミライ共創プラン2030-)」ではなく、「基本計画「鎌倉ミライ共創プラン2030」)」としてください。	意見のとおり、修正しました。
56	市民防災部	総合防災課	60	⑥災害に備えた支えあい体制の整備 【主な取組】	1-1-6-3 避難行動要支援者支援制度の効果的運用の担当課に、福祉総務課を追加してください	意見のとおり、修正しました。
57	市民防災部	商工課	84	(3)ケアラーへの支援 ① ケアラー支援窓口の運営 主な取組 3-3-1-2	「相談支援体制の充実」について、担当課が福祉総務課と商工課のみ記載されていますが、ケアラーの相談窓口となるのは地域共生課の暮らしと福祉の相談窓口等、庁内で複数該当するものがあるにも関わらず、商工課を個別に記載する理由がありません。担当課から商工課を除外するか、ケアラー支援窓口の該当課を全て記載した方が良いと考えます。	ケアラー支援条例制定に際し、商工課は、介護によりキャリアの選択肢が狭まっている、あるいは、本人の意向に沿ったキャリアプランが描けない若者ケアラーやワーキングケアラーへの相談支援を行うものと整理されています。意見のとおり、該当課すべてを記載する方向で修正しました。
58	まちづくり計画部	深沢地域整備課	16	1鎌倉市の概要中の表 深沢地域について	「地域内に広大な未利用地」とあるが、土地区画整理事業の都市計画決定もされているため、「深沢地域整備事業用地では、新拠点形成に向けた土地区画整理事業が進捗中」に修正。	意見のとおり、修正しました。
59	まちづくり計画部	都市計画課	57	主な取組	「交通安全教育推進事業」とありますが、事業ではないので「交通安全教育の実施」に修正をお願いします。	意見のとおり、修正しました。
60	まちづくり計画部	都市計画課	57	主な取組	「交通安全広報活動推進事業」とありますが、事業ではないので「交通安全に関する広報の実施」に修正をお願いします。	意見のとおり、修正しました。
61	まちづくり計画部	都市計画課	16	鎌倉市の概況	下段表「鎌倉地域」の「地域特性」として『交通不便な地域』とありますが『交通が不便な地域』と表現したほうが良いのではないのでしょうか。	意見のとおり、修正しました。
62	まちづくり計画部	都市計画課	16	鎌倉市の概況	上段表「大船地域」の「地域特性」として『交通不便な場所もある』とありますが『交通が不便な場所もある』と表現したほうが良いのではないのでしょうか。	意見のとおり、修正しました。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
63	都市景観部	建築指導課	89	①年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備 【主な取組】3-4-1-7	当課で行っている取組は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に基づく手続きであり、取組内容に記載のユニバーサルデザインの導入が目的ではないため、『新・改築等を行う施設におけるユニバーサルデザインの導入』から『新築等を行う施設におけるバリアフリー化の推進』へ変更していただきたい。 また、許認可手続きは進捗管理の対象には適さないため、位置づけ欄の進捗管理対象の取組からは外していただきたい。	調整の結果、取組名を3-4-1-10「建築物に係るバリアフリー街づくりに向けた取組」としました。 また、調整の過程で、本市のバリアフリー街づくりの全体像を整理する必要性が明らかになりましたので、調整の結果、文中に、「…担当課が分散しているため、3年後の計画見直しに向け、市としてバリアフリー推進の全体像を整理することを期待する」と追記しました。
64	都市景観部	建築指導課	89	①年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備 【主な取組】	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例及び同条例施行規則では、公共施設(官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、共同住宅等不特定多数の者の利用に供する施設)だけでなく、道路や公園なども規定されているが、これらの項目は立っていないのか。 また、3-4-1-9の『施設改修時におけるバリアフリー化の推進』は学校に限定しているのか。	調整の結果、以下のとおり取組を追加しました。 3-4-1-9「公共交通機関の施設に係るバリアフリー街づくりに向けた取組」 3-4-1-11「公園に係るバリアフリー街づくりに向けた取組」 3-4-1-12「歩道の段差切下げ」 また、「施設改修時におけるバリアフリー化の推進」を3-4-1-17「学校施設改修時におけるバリアフリー化の推進」としました。
65	環境部	環境政策課	15	1 鎌倉市の概況	4段落目に下記文書の追加をお願いします。 地球温暖化に伴う気候変動により猛暑日や豪雨などの気象が増加しており、平均気温の上昇とともに夏場における極端な高温の頻度も増加していることから、外出を控えるなど生活に影響が開始しています。特に高齢者や障害者は体温調節や移動に困難を抱えている場合も多く、熱中症対策や災害時の避難などにこれまで以上の対応が求められるなど、環境の変化に適切していく方策を探る必要に迫られています。	意見のとおり、修正しました。
66	環境部	環境政策課	90	②移動や外出に関する利便性の向上	【主な取組】に下記取組の追加をお願いします。 3-4-2-6 クールシェアスポットの設置 環境政策課 ■	意見のとおり、修正しました。
67	都市整備部	道路課	89	3-4-1-4	取組内容「駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進」 →駅は取組対象でないため「駅及び」を削除してください。	意見のとおり、修正しました。

No.	部名	課名	該当ページ	該当箇所(項目など)	意見等	回答
68	教育文化財部	教育指導課	11	②条例	<p>新たに制定した「鎌倉市いじめ防止対策推進条例」の追加を希望します。</p> <p>鎌倉市いじめ防止対策推進条例 「いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、鎌倉市として、いじめの防止等のための対策について基本理念を定めるとともに、鎌倉市の施策に関する基本的な事項を定めることにより、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」</p>	意見のとおり、修正しました。
69	教育文化財部	教育指導課	59	④地域づくり活動への参加の支援	<p>一部削除 「特別支援学級(及び通級指導教室)の運営及び指導の充実」の中にある「()」の記号は削除をお願いします。</p>	意見のとおり、修正のうえ、P89「年齢や状況にかかわらず安心して暮らせる居住環境と生活基盤の整備」に取組を移動し、「3-4-1-19 特別支援学級及び通級指導教室の運営及び指導の充実」としました。
70	会計管理者	会計課	49	「ワークショップ実施日程」について	<p>表内の日程はR7でしょうか？ ⇒ R8年●月発行であれば実施年を入れた方が良いのでは。</p>	意見のとおり、修正しました。